

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定めます。

1 市の各部課室における平素の業務

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行います。

【市の各部課室における平素の業務】

部課名	平 素 の 業 務
市民部行政課	・ 国民保護協議会の運営に関すること ・ 市国民保護対策本部に関すること ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 物資及び資材の備蓄等に関すること ・ 国民保護措置についての訓練に関すること ・ 関連機関との連絡調整に関すること ・ 自衛隊の派遣要請に関すること ・ 防災行政無線に関すること ・ 被災証明、その他証明書の発行に関すること ・ 現地配備員との連絡・情報交換に関すること ・ 特殊標章等の交付等に関すること ・ その他各部に属さないこと
市民部市民参画 推進課	・ ボランティア活動の支援、推進に関すること ・ 外国人の対応に関すること
市民部情報広聴 課	・ 災害情報の収集・広報に関すること ・ 災害記録写真の撮影及び各種資料の収集に関すること ・ 災害の報道発表及び啓発宣伝に関すること ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること

	・住民等に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事 ・市民相談に関する事
市民部市民課	・死体の埋・火葬に関する事
秘書室	・本部長の秘書に関する事 ・視察見舞いに関する事
総務部企画課	・部内の連絡調整に関する事
総務部財政課	・災害関係の予算及び資金計画に関する事 ・避難施設の運営体制の整備に関する事 ・市有施設の被害調査に関する事 ・市有施設の被害の応急措置に関する事
総務部税務課 納税課	・住家等建築物被害状況及び人的被害調査に関する事
総務部人事課	・職員の動員、派遣要請に関する事
総務部契約検査 課	・災害関係の物品の購入、請負及び修繕に関する事 ・災害復旧工事の入札、契約及び工事検査に関する事
保健福祉部社会 福祉課	・災害救助の総合的調整に関する事 ・救援物資の保管及び義援金品に関する事 ・罹災者に対する世帯更正資金の貸付に関する事 ・障害者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・社会福祉施設の災害対策に関する事 ・死体の処理に関する事 ・所管する避難施設の開設に関する事 ・部内の連絡調整に関する事
保健福祉部介護 高齢課、養護老 人ホーム	・高齢者等の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・社会福祉施設の災害対策に関する事 ・部内の応援、連絡調整に関する事
保健福祉部こど も福祉課	・保育園等所管する避難施設の開設に関する事 ・部内の応援に関する事
保健福祉部健康 推進課、保険年 金課	・衛生関係災害情報の収集に関する事 ・罹災者の医療、救護、助産に関する事 ・救護所の設置管理、負傷者の収容に関する事 ・館林市邑楽郡医師会、医療機関との連絡に関する事 ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・感染症の防疫に関する事

経済部産業政策課、農業振興課、農業委員会事務局	・ 主要食糧品の調達供給に関すること ・ 農作物・畜産等の被害調査に関すること ・ 罹災農家の営農対策に関すること ・ 被害農作物の技術指導に関すること ・ 災害時における種苗、生産資材、肥料の対策に関すること ・ 部内の連絡調整に関すること
経済部商工課	・ 商工業関係災害情報の収集に関すること ・ 生活必需品関係者との連絡に関すること ・ 店舗、工場に対する災害応急対策に関すること ・ 被害中小企業者に対する金融措置に関すること
経済部観光課	・ 観光施設等の災害対策に関すること ・ 部内の応援に関すること
都市建設部道路河川課	・ 土木関係災害情報の収集に関すること ・ 道路、河川及び水路の状況把握及び応急措置に関すること ・ 道路、橋梁及び河川の復旧に関すること ・ 部内の連絡調整、情報収集に関すること
都市建設部都市計画課	・ 都市計画道路施工区域内の被害調査及び応急処理・復旧に関すること ・ 部内の応援に関すること
都市建設部都市整備課、駅西區画整理事務所	・ 施工区域内の被害調査及び応急処理・復旧に関すること ・ 部内の応援に関すること
都市建設部建築課	・ 災害時における市営住宅に関すること ・ 応急仮設住宅の建設及び管理に関すること
環境水道部環境課、公園緑地課	・ 関連施設の被害調査に関すること ・ 公園緑地等の災害対策及び被害調査に関すること ・ 避難場所等となる公園施設の開設に関すること ・ 部内の連絡調整に関すること
環境水道部水道課	・ 水道施設の被害状況調査に関すること ・ 被災地の応急給水に関すること ・ 給配水施設の応急修理に関すること ・ 指定工事業者との連絡に関すること ・ 水質検査及び消毒に関すること
環境水道部下水道課	・ 下水道施設の被害調査に関すること ・ 排水施設の応急措置に関すること ・ 指定工事業者との連絡に関すること
環境水道部資源対策課	・ 被災地の応急的清掃に関すること ・ 廃棄物処理に関すること

教育委員会総務課	・教育関係災害情報の収集に関する事 ・関係機関との連絡に関する事 ・学校その他教育施設の被害応急措置に関する事 ・部内の連絡調整、情報収集に関する事
教育委員会生涯学習課	・生涯教育施設の被害の応急措置に関する事 ・婦人会等の協力に関する事 ・所管する避難施設の開設に関する事
教育委員会スポーツ振興課	・社会体育施設及び公園競技施設の応急措置に関する事 ・所管する避難施設の開設に関する事
教育委員会学校給食センター	・災害時の学校給食に関する事 ・罹災者への炊き出しに関する事
その他の部課	・各部への協力・応援に関する事

※ 国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が、迅速に参集できる体制を整備します。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保します。

【市における24時間体制の確保について】

(1) 市部局での対応充実

消防機関との連携を図りつつ、当直等の強化を図るなど、24時間即応可能な体制を整備します。特に、初動時において迅速に連絡が取れる体制を整備します。

(2) 消防機関との連携強化

国民保護担当部局、防災部局と消防本部との一体化を含めた連携強化を図ります。特に、最終責任者である市長へ迅速に連絡できるよう、平素より、市と消防機関と

の連携を密にし、市の組織をあげて対応できる体制を整備します。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定めます。

【県国民保護計画に基づく記載例】

(1) 市内で緊急事態が発生した場合の対応

市内で死傷者が発生したり、建物などが破壊されるような緊急事態が発生した場合、その原因が明らかになるまでには時間がかかることもあります。この場合、原因が明らかになるまでの間、国民保護業務担当課は情報収集などに努めることとしますが、被害の状況に応じて、「館林市地域防災計画」（以下「市防災計画」という。）に基づく「館林市災害対策本部」（以下「市災害対策本部」という。）又は「館林市災害警戒本部」（以下「市災害警戒本部」という。）を設置して対応します。

その後、国において武力攻撃の認定が行われ、閣議に基づいて国民保護対策本部設置の指定が通知（以下「本部設置指定」という。）されれば、直ちに「館林市国民保護対策本部」（以下「市対策本部」という。）に移行して国民保護措置を実施します。

なお、本部設置指定前は、「館林市国民保護準備本部（仮称）」（以下「市準備本部」という。）を設置して、情報収集などを実施する。

(2) 市外で武力攻撃が発生した場合の対応

日本国内で武力攻撃が発生し、国において事態認定が行われた場合でも、市内で発生する可能性が低いと判断される場合は、「館林市国民保護情報連絡室（仮称）」を設置し、国民保護業務担当課で情報収集などを実施します。

しかし、市内でも武力攻撃が発生した場合や発生のおそれがあると認められる場合は、本部設置指定により、直ちに市対策本部を設置して国民保護措置を実施します。

なお、本部設置指定前は、市準備本部を設置して、情報収集などを実施します。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①市地域防災計画による体制	市地域防災計画による参集基準
②市国民保護情報連絡室体制(仮称)	国民保護業務担当職員が参集
③市国民保護準備本部体制(仮称)	全ての職員が市役所等に参集
④市国民保護対策本部体制	全ての職員が市役所等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況		体制の判断基準	体制
市内で緊急事態が発生	事態認定前	原因が不明確な状況で発生した緊急事態 (未確認情報等)	①
		市地域防災計画による体制が適用できない場合 (緊急事態の原因が武力攻撃であることが確実な場合など)	③
	事態認定後	国民保護対策本部設置が閣議決定されていない場合	③
		国民保護対策本部設置の指定を受けた場合	④
市外で武力攻撃が発生 (事態認定後)		市外で武力攻撃が発生し、警報の通知を受けた場合	②
		市内でも武力攻撃が発生したが、国民保護対策本部設置の指定が閣議決定されていない場合	③
		国民保護対策本部設置の指定の通知を受けた場合	④

（３） 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保します。

（４） 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保します。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりです。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名 称	代替職員（第１順位）	代替職員（第２順位）	代替職員（第３順位）
市 長	助 役	収 入 役	教 育 長
助 役	収 入 役	教 育 長	市 民 部 長
収 入 役	教 育 長	市 民 部 長	総 務 部 長
教 育 長	市 民 部 長	総 務 部 長	教 育 次 長

(5) 職員の服務基準

市は、(2) ①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定めます。

(6) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定めます。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めます。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備します。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

消防本部及び消防署は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに照らして、市と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図ります。

また、消防本部及び消防署は、市と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮します。

更に、消防本部及び消防署は、市における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定めます。

4 住民等の権利利益の救済に係る手続き等

(1) 住民等の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、住民等からの問い合わせに対応するための総合

的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、住民等の権利利益の救済のため迅速に対応します。

【住民等の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	
損害補償 (法第160条)	住民等への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		

(2) 住民等の権利利益に関する文書の保存

市は、住民等の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存します。また、住民等の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行います。

市は、これらの手続きに関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長します。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定めます。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備します。

特に、市及び消防機関は、武力攻撃が発生した場合、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官）（以下「即報要領」という。）に基づき、県及び総務省消防庁へ報告します。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図ります。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築します。この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように配慮します。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図ります。

-
- ・ 国民保護協議会：地方公共団体における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図ります。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図ります。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図ります。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図ります。

(2) 消防機関の連携体制の整備

消防本部及び消防署は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図ります。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図ります。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておきます。

【指定公共機関】

会 社 名	住 所	電話番号
N T T 東日本群馬支店	高崎市高松町 3	027-326-6899
日本郵政公社館林郵便局	館林市本町一丁目 5 - 1	0276-72-4476
日本通運株式会社館林支店	館林市下早川田町 4 1 1	0276-73-3315
東京電力株式会社群馬支店太田支社	太田市東本町 5 6 - 3 9	0276-90-2223
東武鉄道株式会社館林駅	館林市本町二丁目 1 - 1	0276-72-4468

【指定地方公共機関】

会 社 名	住 所	電話番号
館林市邑楽郡医師会	館林市苗木町 2 4 9 7 - 1	0276-72-1132
群馬県看護協会館林地区支部	館林市成島町 2 6 2 - 1	0276-72-3140
館林瓦斯株式会社	館林市新宿一丁目 2 - 1	0276-72-4434
群馬県エルピーガス協会館林邑楽支部	館林市大街道一丁目 2 - 5 9	0276-73-7662
群馬県トラック協会館林支部	館林市野辺町 8 5 0 - 6	0276-72-2626

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図ります。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努めます。

【災害拠点病院】

病 院 名	住 所	電話番号
館林厚生病院	館林市成島町 2 6 2 - 1	0276-72-3140
青柳病院	館林市小桑原町 1 5 0 5	0276-72-4444
館林記念病院	館林市台宿町 7 - 1 8	0276-72-3155
慶友整形外科病院	館林市羽附町 1 7 4 1	0276-72-6000
新橋病院	館林市下三林町 4 5 2	0276-75-3011
海宝病院	館林市堀工町 1 2 6 9	0276-74-0811

【医師会】

団 体 名	住 所	電話番号
館林市邑楽郡医師会	館林市苗木町 2 4 9 7 - 1	0276-72-1132
館林邑楽歯科医師会	館林市苗木町 2 6 2 2 - 1	0276-73-8818

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図ります。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図ります。

【関係機関との協定一覧】

協 定 名 称	応 援 の 内 容	協 定 先
災害救助に必要な物資の調達に関する協定	主食・副食・調味料・衣類 ・日用品などの調達	・館林市農業協同組合 ・株式会社とりせん
災害時における相互協力に関する協定	・施設、用地の提供 ・被災市民への避難先及び被災状況の情報の相互提供 ・避難所への臨時の郵便差出箱の設置	・市内郵便局
災害時における人員の輸送に関する協定	・緊急輸送	・つゝじ観光バス株式会社 ・館林観光バス株式会社 ・館林地区ハイヤー協議会
災害時における飲料水提供に関する協定	・飲料水の優先的供給	・三国コカ・コーラボトリング株式会社 ・カルピス株式会社群馬工場
大規模災害時における相互応援	・生活必需品の提供 ・救援等の職員の派遣 ・児童・生徒の受入れ ・一時収容施設の提供	・桐生市、太田市 ・足利市、佐野市 ・埼玉県志木市 ・東京都昭島市

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び区長協議会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮します。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図ります。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定めます。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮します。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努めます。

・通信の多ルート化：災害時の通信を確保するため、複数の通信手段を備えること。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備します。

(2) 体制の整備に当たっての注意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に努めます。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分注意し、その運営・管理、整備等を行います。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図ります。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図ります。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図ります。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検します。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図ります。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図ります。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行います。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図ります。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図ります。

- | |
|---|
| ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図ります。 |
| ・住民等に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者、及びその他通常的手段では、情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図ります。 |

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努めます。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民等や関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民等や関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図ります。この場合において、民生委員児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮します。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる移動系・同報系その他の防災行政無線の整備を図り、更にデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図ります。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築します。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図ります。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定めます。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進します。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努めます。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号の安否情報報告書の様式により、県に報告します。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|--|
| 1 避難住民等（負傷した住民等も同様） |
| ① 氏名 |
| ② 出生の年月日 |
| ③ 男女の別 |
| ④ 住所 |
| ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。） |
| ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） |
| ⑦ 居所 |
| ⑧ 負傷又は疾病の状況 |
| ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 |
| 2 死亡した住民等 |
| （上記①～⑥に加えて） |
| ⑩ 死亡の日時、場所及び状況 |
| ⑪ 死体の所在 |

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行います。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行います。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握します。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図ります。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
館林市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 館林市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

消防被害状況							
市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
			(人)	(人)			
館林市							

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況
館林市				

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じ担当者の育成に努めます。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があります。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定めます。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治総合研究センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保します。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行います。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど、多様な方法により研修を行います。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用します。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図ります。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図ります。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施します。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施します。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練、及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練、及び被災情報・安否情報に係る情報収

集訓練

③ 避難誘導訓練、及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させます。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、区長協議会・町内会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう努めます。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映します。
- ④ 市は、区長協議会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮します。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため、必要となる訓練の実施を促します。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について配慮します。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備します。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
 - (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
 - (※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
 - (※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
 - (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト
 - (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
 - (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 区長協議会・町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧
 - (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
 - (※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
 - (※ 消防機関の装備資機材のリスト)

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保します。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民等の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している館林市地域防災計画を活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じます。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう、職員の配置に配慮します。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民等の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に照らして、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築します。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認します。

2 避難実施要領のモデルの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のモデルをあらかじめ作成します。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を本市において行うこととされた場合や、市が県の行う救援を補助する場合に照らして、市の行う救援の活動内容等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、必要な体制を整備します。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保します。

-
- ・ 避難実施要領：避難の指示を受けた市長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民等や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努めます。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する本市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 輸送力に関する情報<ul style="list-style-type: none">① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など○ 輸送施設に関する情報<ul style="list-style-type: none">① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など) |
|--|

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する本市の区域に係る運送経路の情報を共有します。

(3) 避難手段の調整

市は、避難時の交通手段については、マイカーの使用は原則として禁止としますが、公共交通機関の利便性などの地域特性、避難に要する時間の長さ、避難先の地域までの距離などを考慮して、やむを得ない場合は、使用を認めることとします。

このため、市は、地域特性などに合わせた交通手段の確保について、県警察などの関係機関と調整します。

また、市は、避難実施要領のモデルを作成する場合は、状況に応じた交通手段について検討することとします。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力します。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知します。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備します。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めます。

【館林市内に所在する生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	環境水道部水道課
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6号	放送用無線設備	総務省	市民部行政課
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	
	3号	火薬類	経済産業省	

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施します。この場合において、県警察等との連携を図ります。

-
- ・ 生活関連等施設：日常生活の維持や経済活動に不可欠な施設、有害な危険物資を貯蔵しているような施設。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定めます。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民等の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について備蓄し、又は調達体制を整備します。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応します。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応します。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備します。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について整備し、又は点検します。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等

による代替性の確保に努めます。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努めます。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について、必要な事項を以下のとおり定めます。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施します。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど、実態に応じた方法により啓発を行います。その際、防災の取り組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民への浸透を図ります。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら、市民への啓発を行います。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、小・中学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行います。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図ります。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努めます。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努めます。